

< 書 評 >

T. Flemming Ruud,
*Auditing as
Verificatoin of Financial Information,*
Norwegian University Press, 1989.

高 井 美 智 明

はじめに

本書は、1970年代後半から顕著に現象しはじめた議会等による財務諸表監査の有効性に関する調査 (Moss 委員会1976~77, Metcalf 委員会1977~78, Dingell 委員会1986~87), そして監査人を相手取った投資家からの訴訟の嵐が、これまでの財務諸表監査に対しその存続可能性を問うほどの根本的問題を投げかけているという危機的状況の認識から出発している (pp. 17~18)。と同時に本書は、これからも財務諸表監査が本来の (この意味についてはすぐに検討する) 監査であり得るかどうかという危機的状況の解決のためには、もはやテクニカルな監査手続上の問題ではなしに、財務諸表監査を成立させてきた基礎的な諸概念を「経済的現実性 (economic reality)」との経験的関連を有したものとして再構築しなおすことを目指した根本的方法の採用 (“empirical approach” p. 83) を主張する。したがって、現在の財務諸表監査に生じている期待ギャップ (Expectation Gap: 財務諸表の利用者が監査に対して期待していることと、実際の財務諸表監査が成しえることとの格差) の解消という根本的かつ喫緊の問題解決にとって参考とすべき幾つかの視点を有した文献であるといえよう。

著者は、こうした財務諸表監査の社会的機能の危機的状況を招来した基本原因を現行の会計に求めている。つまり、現行の財務会計が企業の経済的現実およびその変化を真実に反映していないこ

とが、今日監査が多くの問題に遭遇していることの主たる原因であるとしている。財務会計が経験科学上の意味での観察 (observation) と測定 (measurement) のプロセスではなく、したがって監査も測定された会計数値の、しかも独立の経験的検証プロセスではない、とするのである。

こうした基本的主張を述べるにあたり、本書は3部構成を取る。第I部「慣習としての監査」においては、監査が直面している問題の意味づけから出発し、現行の財務諸表監査およびこれに基礎を与えている会計それぞれの分析をおこない、同時に、財務諸表で報告されるデータの収集プロセスを支配している基礎的諸概念・観点の検討をおこなっている。具体的には、会計・監査の目的、重要性概念、独立性概念、測定概念、検証概念、などである。つぎに第II部「財務情報の検証 (verification) に向けて」では、科学、哲学という探究的 (inquiry) ・経験的 (empirical) 科学に影響を受けた“empirical approach”を用いることによって、第I部で分析した慣習的会計を企業の経済的現実を測定・報告する科学への、そして監査を経済的現実と表現されたシンボルとの対応を検証する科学への模索をおこなっている。そして最後の第III部「監査人はいずこへ行くのか」では、これまでの慣習的会計と第II部で示唆した経験科学的な監査との影響関係を検討し、監査のルネッサンスの促進についての提言をおこなうのである (pp. 17~22)。

それでは以下、第I部から順番に検討を加える

ことにしよう。

第I部 「慣習的監査」

ここでは、現行の財務諸表監査とこれに基礎を与えている会計が一体いかなるものかを分析する。まず最初に会計と監査の定義ならびにそれらの関連性の検討から始めている (p. 23)。すなわち、会計は、利用者が判断・意思決定できるように経済情報を認識、測定、伝達する過程 (ASOBAT, 1966, p. 1) と定義され、その目的は、経済的意思決定に有用な情報を提供すること (AICPA, 1973, p. 13) であり、財務情報は、ミクロ・マクロにおける稀少資源の分配の決定の際に重要な機能を果たすと指摘する (p. 29)。

その一方で監査とは、基準と監査されたものとのあいだの一致の度合いを決定する機能 (ASOBAC, 1973, p. 7) であり、現在、監査は財務諸表の調査・検討 (examination) に限定され、加えてさらに財務諸表に信頼性を付与し、統制をするものであり、創造的過程ではなく、原則的に、GAAPへの準拠性を調査することに限定される。そして独立監査人による財務諸表の監査の目的は、財政状態ならびにその変動、取引の結果をGAAPに準拠して示しているかに関して、公正性 (fairness) についての意見表明 (AICPA, 1986a, AU para. 110.01) にある、とする (pp. 45~46)。会計と監査はどちらも、どちらか一方の下位分類ではないと指摘する (p. 24)。

これまで上で見てきた会計と監査それぞれの定義ならびに相互関連性については決して新しいものではなく、これまでの確認にとどまっている。しかし、今日の財務諸表監査が抱えるすべての問題の原点は、現行の慣習的会計が経済的現実を表現していないことに尽きるという重要な指摘を見逃すわけにはいかない。

すなわち、科学においては、測定と検証は統合された過程として不可分のものであり、独立した第三者による追加的検証ができるものである一方、財務情報は、作成・テスト機能がそれぞれ別のものとして認識され、したがってこの点で会計・監

査は、情報の作成・テストをおこなう他の科学の学科とは明確に区別されるという指摘である。しかも監査においては、他の科学の学科では排除される「主観」が容認され、展開していくという指摘である (pp. 25~26)。

こうした主張は第I部のみならず、むしろ本書に底流として貫徹する中核的部分であるため、やや詳しくみてみよう。

慣習的会計において言われる「測定」は、実現原則、保守主義の慣習、対応 (matching) の原則、Going Concern 概念を適用するために、報告される会計情報に柔軟性と、恣意性を与え、財務諸表に主観を持ち込むことになるという。つまり、現実と財務諸表に表現されたシンボル (symbol) との間に経験の一貫性がないために、経済的現実には記述され得ず、結果する情報は、配分と発生した金額との「計算」にすぎないのであり、したがって慣習的会計で言われる「測定」は基本的に他の科学の学科の測定とは異なっているのである、と指摘する (pp. 33~35)。

すでにみたように会計の目的は、忠実に経済行為を測定・表現することであるが、現行会計での財務情報作成における配分 (allocation) と歴史的原価 (historical cost) の採用は、科学上の測定 (measurement) を不可能にしている。つまり現行会計の所得 (income) 数値は、配分計算の結果であり、測定とは似てもつかないものになっていると指摘する (p. 39)。

こうした慣習的会計の属性を基礎としているがゆえに現行の慣習的監査もまた、経済的現実を測定するのではなくて、経営者がおこなった歴史的原価の配分計算の再計算をおこなう過程にすぎない (p. 54) と述べる。

すなわち、現行の慣習的監査は以下のような基礎的構成要素によって形づくられていると考えている (p. 69)。

①現行の慣習的監査は、実現原則、保守主義の慣習、対応の原則、Going Concern 概念、配分と歴史的原価を採用している慣習的会計に基づいており、経済的現実とそのシンボル (典型的には

会計数値)との一致を吟味することを目的としていない (p. 69)。

②慣習的監査は、経営者の意見表明 (representation) の再計算である (p. 69)。すなわち、財務諸表は経営者による「意見の表明」として (AICPA, 1986a, para 110. 2), 財務諸表に対しておこなわれた監査の公正性 (fairness) は、暗黙に第一義的には経営者の総合的責任であり (p. 39), 監査人は、財務諸表に対して述べた自分の意見に対してのみ責任を負えばよいことになる (p. 48)。しかも、慣習的監査は、

③監査人による経験的な監査証拠を有していない (p. 69)。つまり、上述の AICPA の経営者と監査人の「責任分担」という思考からは、監査の証拠は会計システムから提供されてくる (すなわち経営者の提供する) ものだけに依拠し、この意味で他の科学の学科での証拠とは異なる。つまり、科学において証拠とは第三者が追確認ができることを言う (p. 49) にもかかわらず、慣習的監査においては観察ができないということである (p. 51)。ここから監査とは会計情報の吟味だけであり、会計情報が経済的現実を表現しているかどうかについての吟味はなされない。

④さらに慣習的監査においては、「重要性」概念が科学でのそれと異なっているうえに会計と監査の過程でそれぞれ、異なって解釈 (判断) される (p. 70)。すなわち、会計・監査における「重要性」概念は、GAAP へ準拠した公正な (fair) 財務諸表の表現にとって重大な意味を持つ (p. 37) ことは言うまでもないが、科学の他の学科で用いられる「許容限度 (tolerance limit)」を意味しない。現行の会計・監査における「重要性」は、影響を受けるかも知れない財務情報利用者の判断にこそ関連し、測定とは関連しない (科学で言われる許容誤差の問題ではない)。なにが重要かという基準がなく、質的・量的に相対的なものである (pp. 38~39)。

⑤監査において最も重要な概念の一つである「独立性」の概念は通常、監査人の精神的態度 (AICPA, 1986a, AU para. 220. 01) として意味

づけられる一方で、本来、経験科学においては行為が基準・計画に沿ってなされたかを独立した立場で検証 (independent testing) を指揮できる可能性に関連した概念である (p. 58)。

以上のごとく第 I 部をやや詳しく見てきたが、慣習的監査 (ならびにこれに基礎を与えている慣習的会計) の属性について、経験科学の視点から根源的でしたがついて鋭い批判が突きつけられていた。それは一言でいえば、慣習的監査は、経験科学を標榜するのであれば「常識外れ」の存在であるという厳しい問題提起であるといえよう。

慣習的会計過程は経済的事象との経験的関連を欠いており、したがって監査は、検証 (verification) 機能ではないというのである (p. 70)。

著者は上述した歴史的原価による慣習的会計が生き残ってきた理由として、以下の3点を挙げている。すなわち①「訓練された無能力」の存在。ひとつのことを訓練されると、それ以外のことについて学習・理解することが困難になる。②惰性の存在。③ひとつの体系を維持するのに過去に費やされた学習とコストが新しいシステムを作ることの困難にしていること、である (p. 78)。

もしも「歴史的原価」という発想が無ければ、「経済的現実性」の表現ということが「常識」であり、会計・監査の出発点となるべきであると主張する (p. 76)。

第 II 部 「財務情報の検証に向けて」

著者は、慣習的会計は「測定」ではなく、「計算」であるから、観察・証明が不可能であり、証拠も経営者に依存しているために独立のテスト (independent testing) ではないと第 I 部で指摘し (p. 58), ここから第 II 部においては「測定」、「現実性」、「検証」、「重要性 (許容誤差)」という経験科学の諸原則を会計・監査に援用すべく、検討を加えていくのである。

しかしながら、こうした鋭い問題提起をおこなった第 I 部に比較して、第 II 部 (そして後に検討する第 III 部) は、やや期待外れの念を拭えないといえる。というのも残念ながら、経済的現実を測定

し(会計の機能), 検証する(監査の機能)ための処方箋が十分に示されていないからである。

もちろん著者によれば第Ⅱ部では, 経済的実態の測定・検証という会計・監査を模索することがテーマである。しかしそこではむしろ理想状態を示すことに力点が置かれ, その結果, いかにもその理想状態へ接近が可能かという論議よりは, 現行の慣習的監査がその理想からどれほど離れているかといった差異を際立たせるものにとどまってしまうようである。こうした印象を持たざるを得なかった理由として, 以下3つほど指摘してみよう。

まず第一に, 本書の基本的主題は, 会計・監査は経済的実態を記述すべきである, 換言すれば, 経験科学という理想状態に接近すべきである, という比較的単純明快な主張をするレベルにとどまっているといえる(p. 30)。

第二に, こうしたレベルでの論議の物足りなさは, 測定・検証ということを理解し, 理想状態へ接近しようとする際に, それでは具体的にどのような測定方法(会計測定の方法)ならびに検証方法(監査手続)を採用すべきかを規定する基準が示されていないことによっても引き起こされるのである。

本書では, 企業の経済的実態の測定の際には多くの方法があり得ることを指摘し, たとえば5つの資産・負債の測定方法を例示する。すなわち, ①historical cost ②current cost ③current market value ④net realizable value ⑤discounted valueであり, このうちどの測定方法を選択すべきかの問題は, realismとの関連すなわち, 経済的意思決定への有用性によって決定される, と言う。しかしながら「有用な情報」とは何か, という問題については分析しない(p. 30)という態度が採られているのである。

第三に測定・検証という会計・監査の核心であることに間違いはないが, 一側面だけが検討されているということである。つまり, 測定され, 検証された財務情報が社会といかなる影響関係を有するのかという意思疎通過程(コミュニケーション

・プロセス)という重要な側面の検討がおこなわれていないという点である(p. 28)。コミュニケーション・プロセスの問題は, 上で指摘した財務情報の社会的有用性の決定過程に重要な役割を果たすはずであることは言うまでもないであろう。

第Ⅲ部 「監査人はいづくへ行くのか」

第Ⅱ部についての「もの足りなさ」を表明しなければならなかった上述の3つの理由は, 第Ⅲ部でなされている著者の結論的主張が, やはり, 以下の諸点の実行の決断をもつばら監査人にもみ迫るといふものにとどまっていることの根拠となっていると考えられるのである。

著者の結論的主張(pp. 153~154)とは, すなわち,

①財務報告は, 経済的現実性(reality)を記述するために, 「客観性(objective)」を採用すべきである。監査は, 情報と経済的現実との一致の程度を検証する(verification)過程として定義されるべきである。経済的現実に向けて財務会計も監査も同じ目的に統合されるべきである。

②実務家, 基準設定者, 学者は, 現行のシステムが不十分であると認め, 新しいシステムの必要性を認識すべきである。システムの土台となる経済的現実の反映が重要であり, 技術, テクニックの問題に矮小化してはいけぬ。

③経済的現実を反映し, すぐに利用可能な情報が直ちに財務諸表に取り込まれなければならない。

この3点を可能とするためには,

i) GAAPは放棄されるべきである。経済的現実がオーバー・ルールとして採用されるべきである。

ii) 経験的測定(計算でない)が資産・負債の測定の基礎となるべきである。

iii) 監査人は, 財務情報の「独立した検査人(independent testers)」であると仮定されるべきである。そうすれば, 経営者の考えを強制され, 精神面だけの独立性というより, シンボルと経済的現実との一致の度合いを測定する「測定の独立性」

を保持しうる。その結果、伝統的 GAAS は再考され、必要な範囲まで変更される (p. 154)。

こうして監査は、現在の調査・検討 (examination)、つまり経営者の歴史的原価による計算・配分の再計算過程から、他の科学と同じ検証 (verification) へと発展しうることになる」と指摘する (p. 155)。

おわりに

第Ⅱ部のみならず第Ⅲ部でも表明した「もの足

なさ」という批判を、ひとり著者のみに負わせることはできない。著者の主張に「もの足りなさ」を感じるのは、じつはそれほどまでに現代の監査が抱える問題 (典型的には Expectation Gap) が我々を困惑させ、その解決策を示せない自らの焦燥への無意識の反動にこそ原因があるのかもしれない。したがって著者の主張は、むしろやはり、こうした現代の監査の問題解決への一つの糸口を提示してみせたという意味において高い評価が与えられなければならないであろう。